

健康・福祉・環境・窓口のひろば

もり 森林づくり県民税が スタートしました

目的

森林は、土砂災害の防止、水源のかん養など、公益的な機能を有しています。しかし近年、社会的、経済的な要因などにより森林の荒廃が進んでいます。この荒廃が進んだ森林を再生し、良好な森林環境を保全していくために導入します。

○スギ・ヒノキの人工林

強度に伐採し、天然林との混交林化を促します。

◎竹林や過密化した広葉樹の里山林

竹林の広葉樹林化や広葉樹林の適正密度化を図ります。

課税方法

県民税均等割に加算され課税されます。

実施期間

平成18年度分から平成22年度分までの5年間です。

対象者（下記表参照）

個人と県内に事業所などを持つ法人等に収めています。

法人の場合

均等割額の5%

対象

- 県内に事務所、事業所、療などを有する法人
- 県内に事務所などを有する、法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもの

税金の額

均等割額の5%

| 資本等の金額 | 年税額 |
|--------------|---------|
| 50億円超 | 40,000円 |
| 10億円超、50億円以下 | 27,000円 |
| 1億円超、10億円以下 | 6,500円 |
| 1千万円超、1億円以下 | 2,500円 |
| 1千万円以下 | 1,000円 |

個人の場合

年額 400 円

対象者

- 1月1日現在で静岡県内に住所を有する方
- 1月1日現在で静岡県内に事務所、家屋敷などを有する方で、それらが所在する市町内に住所がない方

非課税の方

所得が一定の基準以下で、県民税均等割が課税されていない方

税金の額：年額400円

県民税均等割に加算されます。均等割1,400円のうちの400円です。

静岡県では、荒廃した森林を再生し、災害防止や水源のかん養などの「森の力」を回復するための事業を行うため、「森林づくり県民税」を4月1日から導入します。未来に向けて「森の力」を回復し、森の恵みを子どもたちに継承するためみなさまの理解と協力をお願いします。

問い合わせ先

税の仕組みに関する」と

静岡県総務部税務室

☎ 054-221-2337

✉ 054-221-3361

✉ Eメールアドレス

zeimu@pref.shizuoka.lg.jp

✉ ホームページアドレス

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/sm-05>

使いみちに関する」と

静岡県環境森林部環境政策室

☎ 054-221-2978

✉ 054-221-2940

✉ Eメールアドレス

forest-mirai@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページアドレス

<http://kankyou.pref.shizuoka.jp>

税収を基金に積み立てたうえで、社会・経済状況の変化により、森林所有者などによる整備が困難となっている荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている「森の力」を発揮させるために緊急に対策が必要な森林を対象に整備を行います。